

「市・県民税の申告」と 「所得税などの確定申告」

● 市では、市・県民税の申告を随時受け付けています。また、2月17日(月)～
3月16日(月)に所得税および復興特別所得税の確定申告を受け付けます。
● 担当 市民税課 ☎046(255)8833 ☎046(255)2550

市・県民税の申告

前年の状況から申告が必要と思われる方へ、1月中旬に市・県民税の申告書を郵送しました。申告書が届いた方は、収入の有無にかかわらず申告してください。

申告をしないと、国民健康保険税や幼稚園・高等学校授業料負担などが軽減されなかったり、児童扶養手当などが受給できなかったりする場合があります。

なお、所得税および復興特別所得税の確定申告をする場合は、市・県民税の申告が不要です。

申告が必要な方

次のいずれかに該当する方で、申告書が届かない方は、市役所2階市民税課または各出張所で申告書を受け取ってください。

- 給与以外に不動産・配当・雑所得や年金などの、各種

所得があり、所得税がかからない方

● 勤務先から座間市へ給与支払報告書の提出がない給与所得者

● 給与所得以外の所得合計額が20万円以下の給与所得者

● 公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金など以外に20万円以下の所得(農業・不動産・一時所得など)がある方

● 2カ所以上から給与の支払いを受けており、確定申告が必要ない方

● 前年に退職し、再就職しておらず、確定申告をしていない方

● 雑損(火災、盗難など)、医療費、生命保険料などの控除を受ける方

● 前年に収入がなく、税法上の扶養親族(年間所得38万円以下)になっていない方

申告方法

- 前年に収入がない市外在住者の扶養親族
- 前年に収入がない国民健康保険加入者

次の必要書類を〒25218566座間市役所市民税課宛てに郵送または直接担当へ提出してください。

● 申告書と印(認め印可)
● マイナンバー(個人番号)
● 身分証明書(運転免許証など)
● 郵送時は写しも可。

- 収入を証明する書類(源泉徴収票、収支内訳書、支払調書など)
- 社会保険料(国民健康保険税など)の支払領収書(国民年金保険料は控除証明書など)
- 生命・地震保険料などの控除を受ける場合はその控除証明書
- 障害者控除を受ける場合は障害者手帳、療育手帳など

所得税などの確定申告

所得税および復興特別所得税の確定申告をする方は、

大和税務署、市役所2階市民税課、各出張所で配布する確定申告書(国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からダウンロード可)に必要事項を明記し次の通り提出してください。

申告書の提出時にマイナンバーおよび本人確認を行いますので、マイナンバーの分かるものおよび本人確認書類の提示または写しを添付してください。(電子申告する方は不要)。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧になるか担当へお問い合わせください。

令和元年分の所得税および復興特別所得税、給与税、個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書作成会場を次の通り開設します。

○とき 2月17日(月)
3月16日(月) 午前9時～午後5時(土曜・日曜日、祝・休日を除く)

○ところ 市役所5階5-1会議室

市役所での申告

令和元年分の所得税および復興特別所得税の確定申告書を次の通り受け付けます。

○とき 2月17日(月) 3月16日(月) 午前9時30分～午後3時30分(土曜・日曜日、祝・休日を除く)

○ところ 市役所5階5-1会議室

◆市役所の相談

事前予約制の確定申告相談を次の通り受け付けます。詳しくは、本紙令和2年1月15日号4面をご覧になるか、担当へお問い合わせください。

○とき 2月17日(月) 3月16日(月) 午前9時30分～午後2時15分(第一部) 午前9時～10時15分(第二部) 午前10時15分～11時30分(第三部) 午後1時～2時15分(第四部) 午後2時15分～3時30分

○ところ 市役所5階5-1会議室

◆税理士の相談

給与所得者、年金受給者、小規模納税者を対象として、税理士会による確定申告書の作成・相談会を開催します(無料)。

○とき 2月10日(月) 12日(水) 午前9時～午後9時(正午後の部) 午後1時～3時30分(午前8時30分開場)

○ところ 市役所5階5-1会議室

◆申告相談

○とき 2月10日(月) 12日(水) 午前9時～午後9時(正午後の部) 午後1時～3時30分(午前8時30分開場)

○ところ 市役所5階5-1会議室

○内容 所得税・復興特別所得税相談、小規模納税者の個人消費税相談

○持ち物 申告に必要なもの(源泉徴収票や各種控除証明書など)、マイナンバーに係る本人確認書類の写し、前年分の確定申告書などの控え、口座番号が分かるもの、印他

※希望者が多数の場合、受け付けできない場合があります。

○申し込み方法 2月5日(水)～3月16日(月) 午前9時30分～午後3時30分(土曜・日曜日、祝・休日を除く)に予約専用ダイヤル☎046(252)8830(申込期間外不通)へ

ax.nta.go.jp)をご覧ください。

か、大和税務署☎046(262)9411へお問い合わせください。

○電子申告 「e-Tax」

国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用すると、自宅のパソコンなどで電子申告を行います。電子申告には、マイナンバーカードが必要ですが、事前に税務署でIDとパスワードの発行を受けると、同カードがなくても申告できます。詳しくは、e-Tax xホームページ(www.e-tax.go.jp)をご覧ください。

封筒に、差出人(申告者)の住所、氏名を明記し、〒24218567大和市中

郵送での申告

確定申告書などの「控」に税務署の受付印が必要な方は、切手を貼り返信先(申告書に記載した住所と氏名)を記入した返信用封筒を同封してください。

なお、通信日付(消印日付)が提出日となります。

事業承継セミナー

担当 商工観光課 ☎046(252)7604 ☎046(255)3550



市では、事業承継について専門家の講師を招きセミナーを開催します。

○とき 3月9日(月) 午後6時～8時

○ところ サニープレイス 座間3階研修室

○講師 中小企業基盤整備機構関東本部事業承継担当へ

○対象 企業経営者、個人事業主、後継予定者、興味のある方

○参加費 無料

○申込方法 市役所4階商工観光課で配布する所定の申込書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し直接担当へ